



令和6年1月10日(水)発行

TEL 047-372-4726

FAX 047-372-4727

<http://www.mama-syo.ichikawa-school.ed.jp>

※学校の様子ブログ・今日の給食
更新中！各おたよりもカラーで

- 【3つの約束】
- ・元気なあいさつ
 - ・考えて行動
 - ・いじめはダメ



2024年「甲辰(きのえ たつ)」

いよいよ新年。2024「年は「甲辰(きのえ たつ)」で、「成功という芽が成長し、姿を整えていく」という縁起の良さを表現しているようで「今年が良い年に」と明るい気持ちでお正月を迎えたことと思います。

ところが、1日に発生した能登半島地震、2日に起きた羽田空港での大事故、世界情勢のさらなる緊迫・・・流れてくるのは目を覆いたくなるような映像ばかり。共感性の強いお子様がいるご家庭では、テレビなどのスイッチを切っていたのではないのでしょうか。



それでも、例えば石川県の無残な瓦礫の映像の中、支援者やスタッフの制服、または車両のどこかにその土地ではない、他県、他市の名前を見つけるたびに胸が熱くなります。高校サッカーでは応援団が来られなかった星稜高校の応援スタンドに敗退した他校の生徒が駆け付けたこと、試合前に対戦相手である市立船橋高校が応援メッセージを掲げたことにも。

人間が大きな困難の中で互いに助け合い、励まし合う姿について、そして日常生活の大切さ、ありがたさについて、折に触れ、子供たちに話をしようと考えています。

さて、WBCで日本代表を優勝に導いた栗山英樹さんのエピソードで、心に残っているものがあります。日本ハムの監督時代、北海道胆振東部地震後の札幌ドーム。ある選手が「僕たちは試合をやっていいんですかね・・・」と被災した方々への申し訳なさを口にしたそうです。

栗山さんはその言葉に対し「われわれは野球をやれることへの感謝を持ちながら野球をする使命がある。1人でも元気になってもらえるなら意味があるはず。その姿が大事。それが見せられないようならプロ野球の球団が存在する意味がない」と話したという内容でした。

「プロ野球の球団」を家庭や地域、そして学校に置き換えて、我々大人は誰かをカづけ、共に元気になる、そんな重要な役割を担っていることを改めて思った次第です。

今年も子供たちの笑顔のために、真間小学校の教職員一同尽力してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



スクールカウンセラー (SC) について

毎月1回、スクールカウンセラーの藤井 園子(ふじい そのこ)さんが来校し、相談に対応しております。お子様の様子で保護者の方が心配に思われることや、お子様自身が「誰かに聞いてほしい」ことなどがございましたらご相談ください。秘密厳守。無料です。

- ※ 申し込み方法 保護者：担任か増田教頭まで 電話(047-372-4726)
児童：担任まで
- ※ 相談予定日 1月25日(木)、2月22日(木)
- ※ 相談時間 30分~1時間



A群溶血性レンサ球菌咽頭炎（溶連菌感染症）の流行について

市川市教育委員会より注意喚起の連絡がまいりました。千葉県ではA群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数が12月に8.3人となり、国が定める警報基準の値8を超えたということです。

A群溶血性レンサ球菌咽頭炎は、急性感染症で発熱やのどの痛み、莓状の舌といった症状が発生する小児に多い病気です。潜伏期間は2～5日、主な症状は38度以上の高熱、のどの腫れ、莓状の舌などです。まれに「猩紅熱」といわれる全身症状を起こしたり、合併症として急性腎炎を起こしたりすることがあります。予防のためのワクチンはありません。

引き続き手洗いや咳エチケット等の予防対策をしていただくとともに、合併症を生じる場合もあるため、強いのどの痛みなど気になる症状があるときは、早めに医療機関を受診し体調がよくない時は登校を控えてくださるようお願いいたします。その場合は欠席扱いとなります。



千葉県報道発表

自転車安全利用について（「ちばサイクルール」はホームページにもアップロードいたします。）

あなたとみんなの命を守る ちばサイクルール

千葉県自転車安全利用ルール



自転車に乗る前のルール

- 1 自転車保険に入ろう**
万が一の事故に備えて、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。
- 2 点検整備をしよう**
タイヤの空気圧やブレーキ・ライトなどの点検・整備をしましょう。
- 3 反射器材を付けよう**
車体の前後だけでなく、側面にも反射器材を取り付けて、道路横断時に車から発見しやすくしましょう。
- 4 ヘルメットをかぶろう**
特に、子ども（高校生以下）と高齢者（65歳以上）が自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しましょう。
- 5 飲酒運転はやめよう**
お酒を飲んだら絶対に運転しないようにしましょう。

自転車に乗るときのルール

- 1 車道の左側を走ろう**
自転車は車の仲間で、車道通行が原則です。
車道を通行するときは道路の左端に寄って通行しましょう。
- 2 歩いている人を優先しよう**
例外的に歩道を通行するときには、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。
- 3 ながら運転はやめよう**
傘差し、スマホ・携帯、ヘッドホン使用などの「ながら運転」はやめましょう。
- 4 交差点では安全確認しよう**
交差点では、信号や標識に従うだけでなく、徐行や一時停止するなど、安全を確認して通行しましょう。
- 5 夕方からライトをつけよう**
夕暮れ時は事故が起きやすいことから、暗くなる前に早めにライトを点灯しましょう。

*このルールは、内閣府の「自転車安全利用五則」をもとに、「千葉県自転車条例」の内容を取り入れて制定しました。

自転車はとても便利ですが、自転車は車の仲間（軽車両）です。

交通ルールに違反して事故を起こせば、自転車運転者は加害者として刑事上の責任が問われるほか、民事上の損害賠償責任も生じます。未成年者が加害者として高額な賠償金の支払いを求められたケースもあります。「自転車事故は絶対に起こさない」「事故の被害者にも加害者にもならない」引き続き交通事故には十分ご留意ください。

なお、自転車に同乗できるお子さんは幼児のみです。

